

## 参 考 資 料

○ 国家公務員制度関連法律改正の全体工程図

○ 能力等級制について

○ 中央人事行政機関の所掌事務

# 公務員制度改革に対応した国家公務員制度関連法律改正の全体工程図

**○国家公務員法改正案**

I 能力等級制の導入を基礎とした新人事制度の構築

- ◆能力等級制の導入
- ◆任用、給与、勤務評定、分限制度の見直し

II 中央人事行政機関の機能の在り方を見直しと適正な分権化

- ◆中央人事行政機関の所掌事務の見直し
- ◆内閣総理大臣から人事院への要請制度の創設
- ◆任命権者の人事管理責任の明確化

III 適正な職務管理

- ◆適正な再就職ルールの確立

※職階法廃止

**○能力等級法案**

- ◆内閣総理大臣の権限及び責務
- ◆能力等級表
- ◆能力等級の決定等

※一般職給与法改正

**○官民交流法改正案**

- ◆民間企業から国への派遣の円滑化

**○関連法改正**

- ◆能力等級制の導入を基礎とした新人事制度の導入
- ◆中央人事行政機関の機能の在り方を見直しと適正な分権化
- ◆適正な職務管理

関連すると考えられる法律

**○個別の制度を具体化する法律**

- 官民交流法
- 任期付職員法
- 国家公務員育児休業法
- 国際機関派遣法
- 研究交流促進法
- 国家公務員災害補償法
- 国家公務員倫理法
- 旅費法等

**○職種・職務の特例に係る法律**

- 外務公務員法
- 検察庁法
- 検察官俸給法
- 特労法
- 国有林野給与特例法
- 独法通則法
- 郵政公社法
- 裁判所職員法
- 自衛隊法等

**○その他関連する法律**

- 行政組織法
- 事務官・技官・教官の官名の整理等

※ 各関連法において、国公法等の内容を踏まえた所要の整備が必要となる。

新制度の具体的運用に必要な関連政令、人事院規則等の下位規範等の整備を集中的に実施。

(○一般職給与法改正法の一部改正)

18年度からの施行直前の俸給表改定を踏まえた対応

H15年

H16年

H17年

H18年

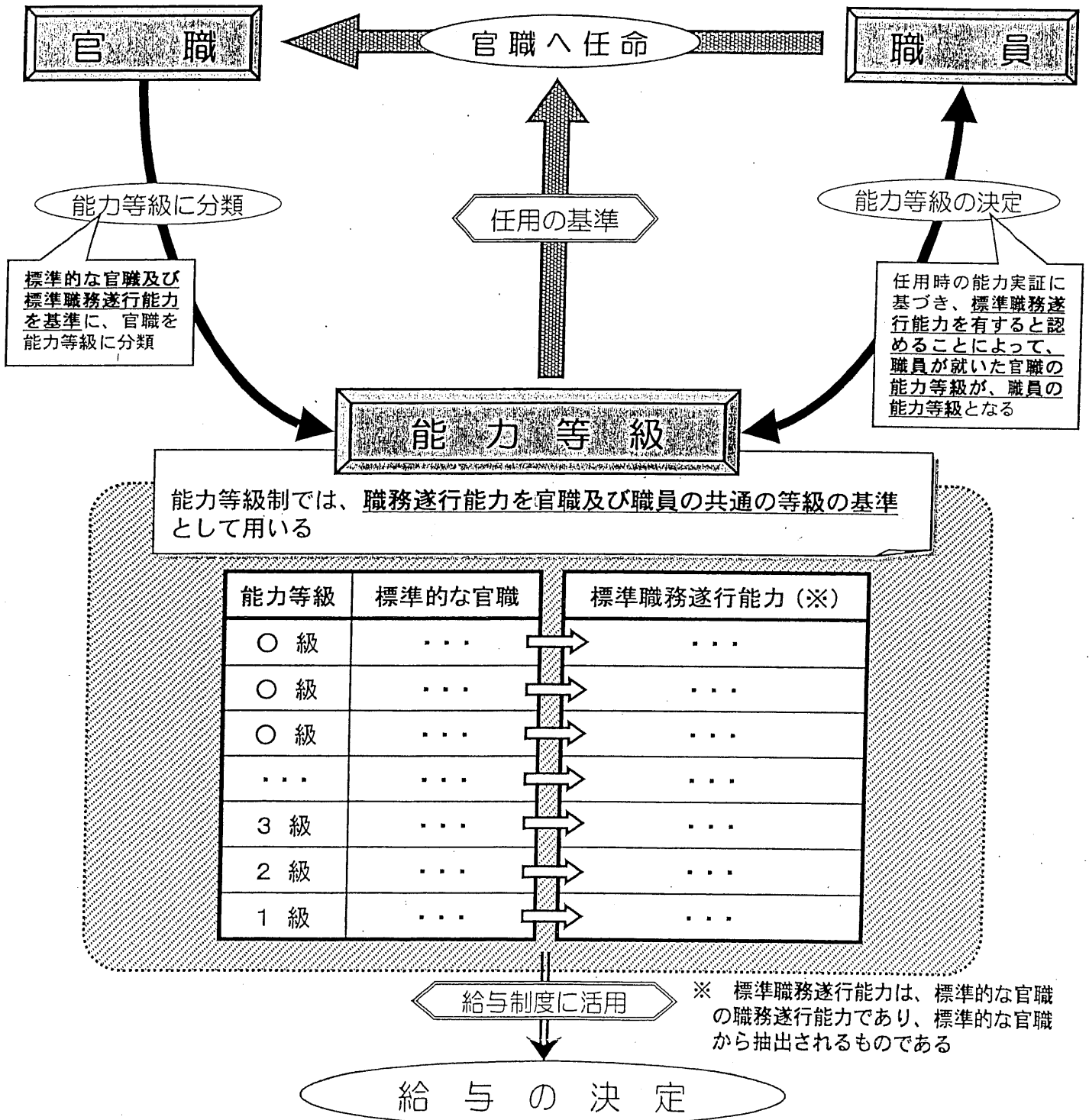
新年度

新制度開始

# 能力等級制について

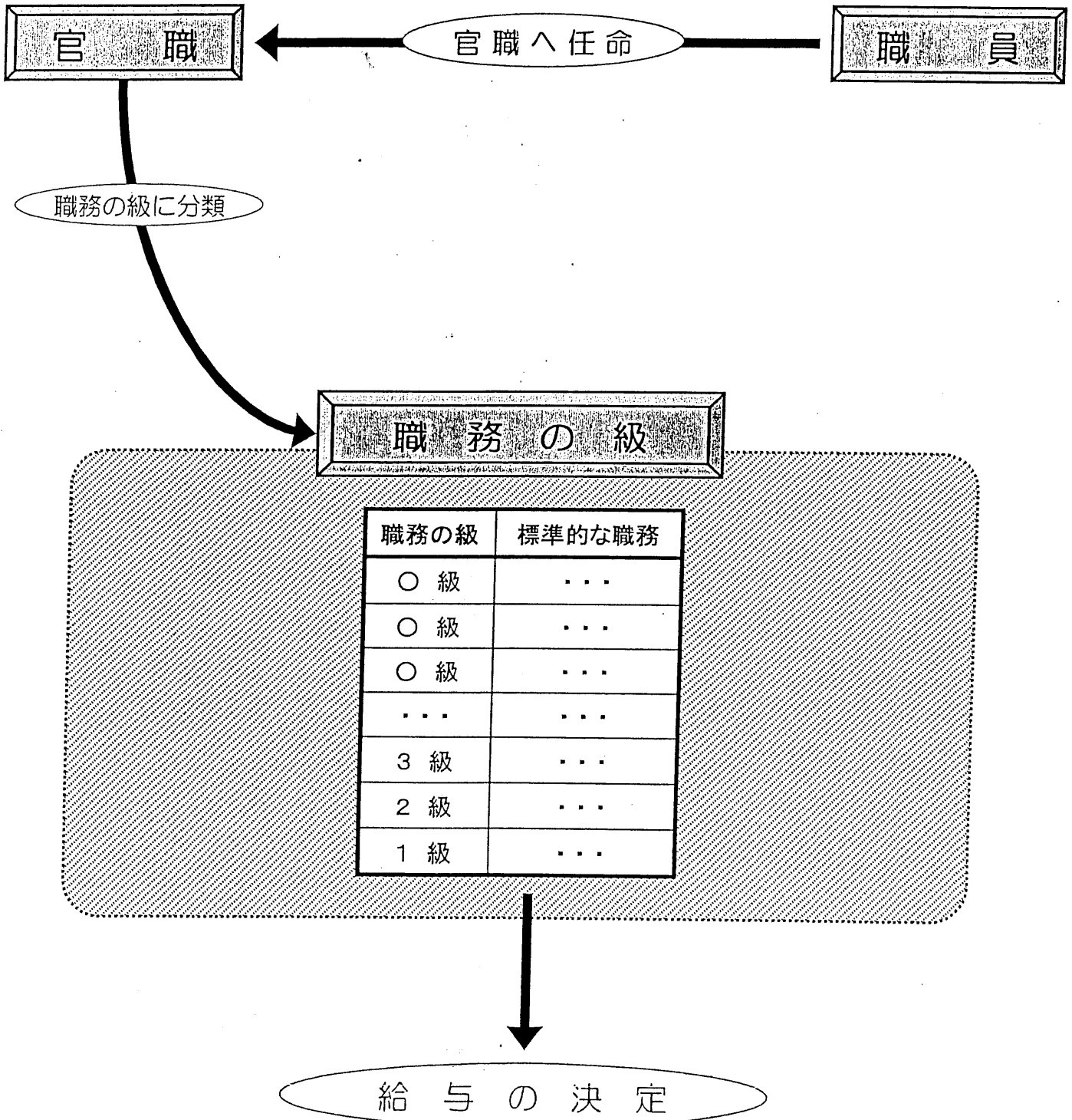
## 目的

今回の改革では、公務の一層の能率的な運営の確保を実現するため、職階制に代えて、能力等級制を導入して、これを基礎に任用・給与・研修等の人事管理を行うこととしている。



(注)給与制度は、人事院の給与勧告を踏まえ、法律で定められる。

# 【参考】 現行制度について



(注) 給与制度は、人事院の給与勧告を踏まえ、法律で定められる。

# 中央人事行政機関の所掌事務

## 人事院

## 改正後の枠組み

## 内閣総理大臣

【中央省庁等改革基本法 § 49①】  
人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中

【国家公務員法 § 1】  
公務の民主的かつ能率的な運営を保障

【中央省庁等改革基本法 § 49①】  
各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のとれた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能を充実に

### 【任務】

○職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護を図ること

### 【所掌事務】

- 人事行政改善の勧告に関すること
- 法令の制定・改廃等に関する意見の申出に関すること
- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の変更に關する勧告に関すること
- 職員の能率に関する根本基準に関する事務のうち、保健及び安全保持に関すること
- 分限、懲戒及び保障の根本基準に関すること
- 苦情の処理に関すること
- 職務に係る倫理の保持に関すること
- 政治的行為の制限に関すること
- 職員団体に關すること 等

### 【任務】

○公務の民主的かつ能率的な運営を確保を図ること

### 【所掌事務】

これまで所掌していた事務に加え、従来、人事院が所掌していた事務のうち、新たな役割に基づいて人事院が所掌する要のない事務を所掌。

- 能力等級制に関すること
- 職員の採用試験及び任免に関すること
- 能率の根本基準及び能率増進計画に関すること(研修を含む。)
- 服務に関すること
- 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関すること

### 内閣総理大臣の人事院に対する要請

○公務の能率的な運営を確保するための要請

人事院

現行国家公務員法の枠組み

内閣総理大臣

旧官僚制を打破し、科学的人事行政に基づく新たな制度を樹立するための強力な統一機関

国家公務員に関する人事管理の責任体制を確立するために設置された機関

人事行政全般を所掌

昭和40年改正で一部移管

人事院が所掌する事務以外の事務を所掌

○給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告

○職階制

○試験及び任免

○給与

○研修

○分限

○懲戒

○苦情の処理

○職務に係る倫理の保持

○その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務

・能率・服務の根本基準の実施につき必要な事項を定めること

・政治的行為の制限

・営利企業役員等との兼職を承認すること

・営利企業への再就職を承認すること

・職員団体の登録に関すること など

【§18の2①の事務】

○能率

○厚生

○服務

○人事記録、統計報告、定年に関する事務

【§18の2②の事務】

○各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務